

責務のマトリックス

下表凡例(○・●)

○:見出しに責務と掲げた条文に含まれるもの
●:責務以外の単独の見出しの条文に含まれるもの

誰が(主体)	誰に(作用)	市	自転車利用者(購入者を含む)	市民(地域)	自転車製造業者・自転車小売業者	保護者	幼児	児童・生徒	高齢者	教育委員会	学校長	事業者等(従業員)(自転車利用推進委員)	警察	
市			○第3条第1号 自転車の安全利用及び利用促進に関する教育、啓発及び指導を行うものとする。	○第3条第1号 自転車の安全利用及び利用促進に関する教育、啓発及び指導を行うものとする。										
				○第3条第2号 自転車の安全利用に関する活動の支援を行うものとする。	【小売業者】 ○第3条第2号 自転車の安全利用に関する活動の支援を行うものとする。							○第3条第2号 自転車の安全利用に関する活動の支援を行うものとする。		
		○第3条第3号 自転車利用環境の向上に係る施策推進を行うものとする。												
		○第3条第4号 自転車に関する情報の収集及び発信並びに交流を行うものとする。	○第3条第4号 自転車に関する情報の収集及び発信並びに交流を行うものとする。	○第3条第4号 自転車に関する情報の収集及び発信並びに交流を行うものとする。(交通事故情報)	○第3条第4号 自転車に関する情報の収集及び発信並びに交流を行うものとする。(法改正、交通事故情報)	○第3条第4号 自転車に関する情報の収集及び発信並びに交流を行うものとする。					○第3条第4号 自転車に関する情報の収集及び発信並びに交流を行うものとする。(交通事故情報)	○第3条第4号 自転車に関する情報の収集及び発信並びに交流を行うものとする。(啓発冊子、DVD等)	○第3条第4号 自転車に関する情報の収集及び発信並びに交流を行うものとする。(啓発冊子、DVD等)	
		○第3条第5号 その他、目的達成に必要な施策推進を行うものとする。												
		●第12条第1項・第2項(計画の推進) 自転車を利用しやすいまちづくりを進めるために策定した自転車利用環境計画を推進するものとする。社会情勢の変化などに応じて、堺市自転車利用環境計画を見直し、また、新たに基本計画を策定することができる。	●第13条第1項(自転車の点検整備等の促進) 自転車の点検整備不足による事故を未然に防ぐため、自転車利用者及び自転車小売業者等による点検整備を促進するものとする。 ●第13条第2項(自転車の点検整備等の促進) 自転車利用者に対し、自転車事故の深刻さの周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等に加入するよう啓発を行うものとする。											
		●第14条第1項(人材の養成等) 自転車の安全利用や利用促進等、共に自転車のまちづくりを推進していく人材を養成するものとする。	●第14条第2項(人材の養成等) 自転車のまちづくりに関し、自主的に活動する市民団体等に対し、研修機会や情報の提供その他の必要な施策を推進するものとする。	●第14条第2項(人材の養成等) 自転車のまちづくりに関し、自主的に活動する市民団体等に対し、研修機会や情報の提供その他の必要な施策を推進するものとする。								●第14条第2項(人材の養成等) 自転車のまちづくりに関し、自主的に活動する市民団体等に対し、研修機会や情報の提供その他の必要な施策を推進するものとする。		
						●第15条第2項(自転車利用推進委員) 同条第1項の規定により設置された自転車利用推進委員の活動が円滑に行えるよう支援を行わなければならない。								●第15条第2項(自転車利用推進委員) 同条第1項の規定により設置された自転車利用推進委員の活動が円滑に行えるよう支援を行わなければならない。
				●第16条前段(指導又は取締り強化の要請) 自転車事故を未然に防止するため、他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるような運転をする自転車利用者に対し必要な指導を行うことができる。										●第16条後段(指導又は取締り強化の要請) 重点的に取組むべき地域を定め、警察に対して取締り強化の要請をすることができる。
	●第17条(自転車のまちづくりに向けた仕組みづくり) 自転車のまちづくりに向けて、市民の関心を喚起し、理解を深めるために、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を行うとともに、市民、事業者及び行政が協働して取組むための仕組みづくりを行うものとする。		●第17条(自転車のまちづくりに向けた仕組みづくり) 自転車のまちづくりに向けて、市民の関心を喚起し、理解を深めるために、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を行うとともに、市民、事業者及び行政が協働して取組むための仕組みづくりを行うものとする。										●第17条(自転車のまちづくりに向けた仕組みづくり) 自転車のまちづくりに向けて、市民の関心を喚起し、理解を深めるために、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を行うとともに、市民、事業者及び行政が協働して取組むための仕組みづくりを行うものとする。	

責務のマトリックス

下表凡例(○・●)

○:見出しに責務と掲げた条文に含まれるもの
●:責務以外の単独の見出しの条文に含まれるもの

誰が (主体)	誰に (作用)	市	自転車利用者 (購入者を含む)	市民(地域)	自転車製造業者・自転車 小売業者	保護者	幼児	児童・生徒	高齢者	教育委員会	学校長	事業者等 (従業員) (自転車利用推進委員)	警察
自転車利用者			<p>○第4条第1項 道路交通法その他法令を遵守するとともに、自転車の安全利用に努めなければならない。</p> <p>○第4条第2項 幼児、児童及び高齢の歩行者、身体に障害がある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、その安全の確保に十分に配慮して走行しなければならない。</p> <p>○第4条第3項 横断歩道を通行する場合は、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車を押して通行するよう努めなければならない。</p> <p>○第4条第4項 防犯性能の高い錠前の取付け及び施錠の徹底並びにひったくり防止カバーの活用など犯罪被害の防止に努めなければならない。</p> <p>○第4条第5項 その利用する自転車を日常的に点検するとともに、定期的に自転車小売業者等による点検をし、必要に応じて整備するよう努めなければならない。</p> <p>○第4条第6項 自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。</p> <p>○第4条第7項 不慮の事故に備えるため、乗車用ヘルメットの着用を努めなければならない。</p>										
市民等		●第11条(市の施策への協力) 自転車の安全利用に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。		○第5条 自転車の安全利用に関する理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、家庭及び地域社会において自主的に安全な利用の促進に寄与するよう努めなければならない。									
自転車製造業者及び 自転車小売業者		【製造・小売業者】 ●第11条(市の施策への協力) 自転車の安全利用に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。	<p>【小売業者】 ○第6条第1項 自転車の購入者に対し、自転車の安全利用について周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>【製造・小売業者】 ○第6条第2項 盗難の防止に配慮した錠前や、ひったくり等の犯罪に遭うことを防止するための用具の普及に努めなければならない。</p>		<p>【製造・小売業者】 ○第6条第3項 第14条第2項で規定する本市が実施する自転車の安全利用に関する研修を受講するよう努めなければならない。</p> <p>【製造・小売業者】 ○第6条第4項 道路において使用する自転車を販売するときは、灯火及び車両の両側面並びに後部に反射板を設置するよう努めなければならない。</p>								
保護者等 (高齢者を扶養 する者を含む)		●第11条(市の施策への協力) 自転車の安全利用に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。				○第7条第2項 その児童又は生徒が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備するよう努めるとともに、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。		○第7条第1項 その児童又は生徒に対し、重大な事故等を予防するために、自転車の取り扱いの説明など、安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。	○第7条第3項 高齢者を扶養する者は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全利用に関する助言に努めなければならない。				

責務のマトリックス

下表凡例(○・●)

○:見出しに責務と掲げた条文に含まれるもの
●:責務以外の単独の見出しの条文に含まれるもの

誰が(主体)	誰に(作用)	市	自転車利用者(購入者を含む)	市民(地域)	自転車製造業者・自転車小売業者	保護者	幼児	児童・生徒	高齢者	教育委員会	学校長	事業者等(従業員)(自転車利用推進委員)	警察		
教育委員会		○第8条 市と協働して、児童及び生徒の自転車の安全利用に関する必要な方針を定めるものとする。									○第8条 市と協働して、児童及び生徒の自転車の安全利用に関する必要な方針を定めるものとする。				
学校長(小・中・高)		●第11条(市の施策への協力) 自転車の安全利用に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。						○第9条第1項 自転車の適正な使用方法と発達段階に応じた自転車に関する交通安全教育を行わなければならない。							
学校長(中・高)	○第9条第2項 生徒の自転車通学を認めるにあたっては、当該生徒に対し、前項の規定による教育その他の自転車の安全利用を確保する措置を講じなければならない。														
学校長(大・専修学校)	○第9条第3項 自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。														
その他(教育・育成に関わる者)	○第9条第4項 自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。														
事業者等		●第11条(市の施策への協力) 自転車の安全利用に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。									○第10条第1項 従業員に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うとともに、適正な管理が行われるよう指導しなければならない。	○第10条第2項 事業活動に使用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。	●第15条第1項(自転車利用推進委員) 自転車の安全利用及び利用促進を図るため、自転車利用推進委員の設置に努めなければならない。	●第15条第3項(自転車利用推進委員) 自転車利用推進委員は、事業所内の従業員等に自転車の安全利用に関して指導を行うものとする。	●第15条第4項(自転車利用推進委員) 自転車利用推進委員は、事業所内の自転車通勤及び自転車利用の促進を図るよう努めなければならない。
事業者等(レンタル事業者)		●第11条(市の施策への協力) 自転車の安全利用に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。	○第10条第3項 自転車を貸し出すときに、自転車の安全利用及び適正な管理について啓発しなければならない。												